

議案第 6 5 号

大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例案

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

児童デイサービスセンターの利用料金及び指定管理者による管理における適用
について、所要の改正を行うため

大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第14条を次のように改める。

(利用料金)

第14条 センターを利用する者は、市に、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を利用料金として納付しなければならない。

(1) 第3条第1号から第3号までに掲げる業務 法第21条の5の3第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額のうち利用者が負担すべき額

(2) 第3条第4号及び第5号に掲げる業務 教育委員会規則で定める額

第15条中「「教育委員会及び指定管理者」と」の次に「、第13条及び第14条中「市」とあるのは「指定管理者」と」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新	旧
<p><u>(利用料金)</u></p> <p>第14条 センターを利用する者は、市に、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を利用料金として納付しなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1号から第3号までに掲げる業務 法第21条の5の3第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額のうち利用者が負担すべき額</p> <p>(2) 第3条第4号及び第5号に掲げる業務 教育委員会規則で定める額</p> <p>(指定管理者による管理における適用)</p> <p>第15条 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第6条及び第8条から第10条までの規定の適用については、第5条及び第6条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第8条、第9条、第10条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第13条及び第14条中「市」とあるのは「指定管理者」とする。</p>	<p><u>(負担金)</u></p> <p>第14条 通所支援サービスを利用した障害児又はその扶養義務者（以下「利用者等」という。）は、負担金として、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 負担金の額は、1月を単位として通所支援サービスの利用に応じ算定し、利等に通知する。ただし、1月当たりの負担金の額の算定に当たっては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条各号に規定する額を上限とする。</p> <p>(指定管理者による管理における適用)</p> <p>第15条 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第6条及び第8条から第10条までの規定の適用については、第5条及び第6条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第8条、第9条、第10条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」とする。</p>

大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（見え消し）

平成 23 年 12 月 15 日

条例第 17 号

改正 平成 25 年 12 月 20 日 条例第 25 号

平成 30 年 3 月 19 日 条例第 6 号

令和 3 年 3 月 25 日 条例第 15 号

（設置）

第 1 条 心身の発達について支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い、児童の健全な育成を助長するため、大野市児童デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大野市児童デイサービスセンター「くれよん教室」
- (2) 位置 大野市天神町 1 番 19 号（多田記念大野有終会館内）

（センターの業務）

第 3 条 センターは、小学生までの児童を対象に、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）
- (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）
- (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）
- (4) 発達に関する相談及び指導
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者による管理）

第 4 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの維持及び管理に関する業務（教育委員会が定めるものを除く。）
- (2) 前条各号に掲げる業務

(3) 利用の承認及び取消しに関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関し教育委員会が必要と認める業務

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び教育委員会が定める日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）

(3) 12月28日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

(通所支援サービスの利用対象者)

第7条 センターが行う第3条第1号から第3号までに規定する業務（以下「通所支援サービス」という。）を利用できる者は、法第21条の5の7第1項の規定に基づき児童発達支援又は放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用に係る障害児通所給付費を支給する旨の決定を受けた児童及びその保護者とする。

(通所支援サービスの利用の承認)

第8条 通所支援サービスを利用しようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。

(利用の不承認)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を与えないものとする。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になるおそれがあるとき。

(2) センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を汚損し、破損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) センターの管理運営上支障がある行為を行うおそれがあるとき。

(4) センターの管理運営上必要な指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの利用又は施設若しくは

設備を使用することが不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第10条 教育委員会は、第8条に規定する利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消し、又はその利用を中止することができる。

(1) 利用者が利用の取消しを申し出たとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則に違反し、又は利用者が教育委員会の指示に従わないとき。

(3) 偽りその他不正の行為により利用承認を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(定員)

第11条 通所支援サービスの利用定員は、教育委員会規則で定める。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(法定代理受領)

第13条 市は、通所支援サービスの提供に当たっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第2条第10号に規定する法定代理受領を行うものとする。

~~-(負担金)-~~

~~第14条 通所支援サービスを利用した障害児又はその扶養義務者(以下「利用者等」という。)は、負担金として、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。~~

~~2 負担金の額は、1月を単位として通所支援サービスの利用に応じ算定し、利等に通知する。ただし、1月当たりの負担金の額の算定に当たっては、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条各号に規定する額を上限とする。~~

(利用料金)

第14条 センターを利用する者は、市に、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を利用料金として納付しなければならない。

(1) 第3条第1号から第3号までに掲げる業務 法第21条の5の3第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額のうち利用者が負担すべき額

(2) 第3条第4号及び第5号に掲げる業務 教育委員会規則で定める額

(指定管理者による管理における適用)

第15条 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第6条及び第8条から第10条までの規定の適用については、第5条及び第6条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第8条、第9条、第10条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第13条及び第14条中「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(大野市ことばの教室の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 大野市ことばの教室の設置及び管理に関する条例(昭和61年条例第3号)は、廃止する。

附 則 (平成25年条例第25号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の大野市児童デイサービスセンターの設置及び管

理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年条例第 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。